国 計 総 発 第 9 5 号 平成17年12月22日

各都道府県知事・指定都市市長・関係地方支分部局長あて

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律等の施 行について

国土交通省国土計画局長

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(平成17年法律第89号。以下「一部改正法」という。)は平成17年7月29日に、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成17年政令第375号)並びに国土形成計画法施行規則(平成17年国土交通省令第114号。以下「施行規則」という。)及び総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う水基本調査基礎計画等の一部を改正する省令(平成17年国土交通省令第115号)は同年12月21日にそれぞれ公布され、いずれも同月22日をもって施行されることとなったので、各法令の運用について、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として(※1)下記のとおり通知する。貴職におかれては、貴管内関係市町村に対しても、この旨周知方お願いする。(※2)

(下線の※1は都道府県知事・指定都市市長あて通知に、※2は都道府県知事あて通知に記載)

記

#### 1. 法改正の意義について

国土計画を巡る社会経済情勢は、国土総合開発法(以下「旧法」という。)の制定当時と大きく変化しており、今後の人口減少を背景とした成熟社会への転換に対応するためには、開発を基調とし量的拡大を指向したこれまでの国土総合開発計画から、国土の質的向上を図るため利用と保全を重視した計画に転換を図ることが必要となっている。

また、地方分権の流れの中で、国と地方の協働による国土のビジョンづくりを進めていくためには、国が策定する計画における地方公共団体の位置付けを明確にし、国と地方の適切な役割分担及び相互の協力の下で、国土計画の策定及びその推進が図られるよう、国と地方の意見調整の仕組みを新たに構築する必要がある。

さらに、近年の国民の価値観の多様化や、社会経済の急速な変化に適切に対応するためには、国土計画の策定に当たって多様な主体の参画を求めるとともに、定期的に計画の評価を行い、その評価を踏まえた見直しを行っていくことが重要である。

これらのことから、制定後半世紀を経過した旧法を抜本的に改正し、時代の要請に的確に対応した新たな国土計画制度を構築した。

## 2. 名称、目的の改正について(法第2条)

今回の改正においては、人口減少時代にふさわしい成熟社会型の国土計画への転換を図るため、法律名及び計画名を従前の国土総合開発法及び国土総合開発計画から、国土形成計画法(以下「法」という。)及び国土形成計画に改めるとともに、目的規定等においても所要の改正を行った。

計画事項については、①「国土資源の保全」(法第2条第1項第1号)、②「海域の利用及び保全」(同項第2号)、③「重要な公共的施設の利用、整備及び保全」(同項第6号)、④「良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成」(同項第8号)の追加等を行った。

# 3. 新たな国土形成計画の体系(全国計画と広域地方計画)について

旧法の体系においては、国が作成する全国総合開発計画、都府県が作成する都府県総合開発計画、地方総合開発計画、都府県が作成して国が決定する特定地域総合開発計画がある一方、東北等5つの地方開発促進法に基づいて国が作成する地方開発促進計画があった。

新たな法の体系においては、国土の利用、整備及び保全に関する施策の指針となる「全国計画」と、ブロック単位の地方ごとに、国及び都府県等が適切な役割分担の下で連携、協力して地域の将来像を定める「広域地方計画」の二段階の計画制度とするとともに、地方開発促進法を廃止して計画制度の簡素化を図った。

また、都府県が作成する計画等については、「国と地方に係る経済財政運営と構造 改革に関する基本方針」(平成14年12月閣議報告)において都府県総合開発計 画等の整理が示されていること等地方分権の考え方を踏まえ、地方公共団体の計画 は、当該地方公共団体が自主的に判断することが適当と考えられたこと、策定実績 に乏しく現実的な機能を果たしていないこと等を総合的に勘案して、廃止した。

#### 4. 全国計画について(法第6条)

### (1) 趣旨

全国計画は、我が国における国土の利用、整備及び保全に関する計画のうち、総合的かつ長期的な国土の形成に関する施策の基本的方向性を指し示すものであり、国土利用計画法に基づく国土利用計画(全国計画)と一体のものとして定める。全国計画には、国土の形成に関する基本的方針、目標のほか、目標達成のため全国的な見地から必要と認められる基本的施策を中心に記述する。

(2) 都道府県等の意見聴取(法第6条第5項)及び計画提案制度(法第8条)

#### ①趣旨

地方分権や計画策定手続の透明化に対する要請の高まり等に対応するとともに、各地域における総合的な国土の形成の指針となる全国計画が効果的なものとなるよう策定するためには、地域の実情に精通した地方公共団体の意見を踏まえることが重要である。このため、全国計画の案を作成する段階で、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の意見を聴かなければならないこととするとともに、都道府県及び指定都

市(以下「都道府県等」という。)からの計画提案制度を設けることとした。これは、地方公共団体の発意を尊重し、これを適時適切に計画に反映させることを通して、地方公共団体が主体的に国土形成計画の策定に参画することを促進するとともに、国と地方の対等な立場による意見調整システムの実現を企図している。

計画提案がなされた場合には、当該提案に係る素案の国土審議会への提出や、提案を行った都道府県等への回答を国土交通大臣に義務付けている。

#### ②手続

計画提案の提出に際しては、次に掲げる事項を記載した提案書に全国計画の素案を添えて提出するものとする。

- ① 計画提案の内容
- ② 計画提案の内容が当該地方公共団体の区域内における施策の効果を一層 高めることとなる理由その他計画提案の理由

国土交通大臣は、都道府県等から提案を受けた場合、社会経済情勢、財政状況等を勘案し、提案内容の必要性、実現性、妥当性等の観点から、全国的な見地での必要性を検討し、提案内容を全国計画に位置付けるべきか否かについて個別具体的に判断する。

計画提案においては、国土交通大臣がその適否を判断することができるよう、どのような内容を計画に盛り込むべきと考えているのか分かるように素案として具体的に示すことが求められるとともに、都道府県等が自ら取り組む施策との関係等を含め、その提案理由が示されることが必要である。また、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして定めるという全国計画の趣旨にかんがみ、原則として具体的な個別事業そのものを全国計画の内容とすることは想定しておらず、したがって係る内容が提案されることは想定していない。

なお、全国計画に対する意見及び計画提案の提出に当たっては、管内地方公 共団体等関係機関とも十分調整を図ることが望まれる。

#### ③今後の予定

全国計画は、現在、国土審議会計画部会において調査審議中であり、平成18年秋期を目途に計画部会中間とりまとめ(以下「中間とりまとめ」という。)を行う予定である。「中間とりまとめ」は、国土審議会計画部会において議論された、全国計画の基本的方針、計画に盛り込むべき基本的施策についての考え方等をとりまとめたものである。この「中間とりまとめ」の公表後、都道府県等の計画提案も踏まえ、全国計画の原案を作成し、その後、これに対する都道府県等の意見聴取(法第6条第5項)を行い、平成19年中頃までに全国計画が策定できるよう、検討作業を進める。

全国計画に関する計画提案の提出期日については、「中間とりまとめ」の公表の前後に改めて通知する。計画提案は、公表された「中間とりまとめ」を都道府県等において参照の上、提出されることで、建設的かつ効率的な過程となることが期待される。ただし、「中間とりまとめ」の公表以前に計画提案を行うこ

とを妨げるものではない。

また、全国計画の原案に対する意見については、国土交通大臣が別に定める 期日までに提出を求めることとなる。

# 5. 広域地方計画について

#### (1) 趣旨

国土形成計画の基本理念(法第3条)にも位置付けられたように、その特性に応じた地域社会の自立的発展等を実現するためには、国土計画についても、全国を一律に取り扱うよりも、国土の諸条件を共通にする地方ごとにその特色に応じた施策展開を図ることが効果的である。また、廃棄物処理、防災、流域管理、県境をまたがる地域における生活機能の確保や適切な国土の管理等、都府県を超えた広域的な見地から対応を求められる課題に対応した国土政策を計画的に実施していくためには、国、地方公共団体等が地域整備の方針・目標を共有した上で、相互に協力・調整しながら必要な措置を講じることが必要である。

このため、ブロック単位の地方ごとに、国と地方の協働により地域の将来像を定める枠組みとして広域地方計画制度を設けた。広域地方計画には、当該区域における国土の形成に関する基本的方針、目標のほか、一の都府県の区域を超える広域の見地から当該地域において戦略的に実施すべき具体的な施策を記述することとなる。

## (2) 広域地方計画区域について(法第9条)

法第9条第1項に規定する広域地方計画区域は、地方公共団体、国民等の意見や、国土審議会圏域部会における調査審議の結果を踏まえつつ、平成18年度前半を目途に政令で定めることとなる。

### (3) 広域地方計画協議会について(法第10条)

今後の地域整備は、国と地方公共団体が適切な役割分担の下に連携・協力して 進めていく必要があるが、それぞれの施策・事業が十分な効果を発揮するために は、国と地方公共団体が経済界等の地域における幅広い意見を踏まえつつ、地域 の課題を十分に認識した上で、長期的な地域整備の方針・目標を共有することが 必要である。

したがって、広域地方計画の策定に当たっては、国と関係都府県及び関係指定 都市が対等の立場で意見調整を行う場として広域地方計画協議会(以下「協議会」 という。)を組織することとし、その協議を経ることとした。

広域地方計画は、その地域において主体的に定められるべきものであり、計画 の策定及び実施の責任を明らかにするため策定権限は国土交通大臣としているが、 協議会において協議が調った計画案を最大限尊重することとなる。

協議会は、政令で定める国の関係地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市により構成され、当該政令は、広域地方計画区域を定める政令と併せて定めることとなる。これらの原始的構成員のほか、協議会の判断により追加的に、区域内の市町村、隣接地方公共団体、広域性を備えた経済団体等、計画実施に密接に関係する者を構成員とすることができる(法第10条第2項)。

# (4) 計画提案制度について(法第11条)

計画提案に際し必要な書類、手続等については、広域地方計画の策定作業が開始される段階で、施行規則に定めるとともに、その運用について通知する。

(5) 広域地方計画に係る法の適用について(法附則第1条第3項) 広域地方計画の関係規定(法第9条から第11条まで)は、全国計画が定められるまで適用されないことに留意されたい。

### 6. その他

一部改正法においては、旧法第6条の都府県総合開発計画及び地方総合開発計画が廃止されており、一部改正法の施行に伴い、同条に基づく都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会に係る法的根拠が失われることとなるため、これらの審議会を設置している都府県においては、条例の改正等所要の措置をとられたい。